

男声合唱団 阪南メンネルコール 規則

第1条 (名称と活動場所)

本団は、「男声合唱団 阪南メンネルコール」と称する(以下団と称す)。団の練習会場は尾崎公民館とする。

第2条 (目的)

団は、合唱活動により団員の心身の豊かさを育み、団員間の親睦および地域社会との交流を図る。

第3条 (行事)

団は、各号の行事を行う。

- (1) 「七夕コンサート」へ参加
- (2) 「尾崎公民館祭」へ参加
- (3) 「泉南地区合唱フェスティバル」へ参加
- (4) その他行事へ参加
 - ◇合唱コンサート・合唱コンクール
 - ◇独自の「演奏会」
 - ◇交流合唱団との「ジョイント演奏会」
 - ◇各種施設訪問など。

- (5) 団員相互の親睦を目的とした「懇親会」を開催する。

第4条 (構成)

団は、指導・指揮者、伴奏者を有し、高音部(テノール・第2テノール)、低音部(バリトン・バス)の4部で構成する。

第5条 (入退団)

- (1) 入団に際しては、団世話役と面談し、「入団届」を提出する。
- (2) 「退団」は、世話役に申し出て承認を得るものとする。
- (3) 1カ月以上休団するときは「休団届」を提出し承認を得るものとする。休団の理由により第11条(5)項の「休団者」の団費を適用する。

第6条 (世話役)

団の世話役は、次の各号の通りとする。

- (1) 団長(1名)は、団の統括を担当する。
- (2) 副団長(若干名)は、団長を補佐し団長不在時の代行を担当する。
- (3) 会計(1名)は、団費の出納および記帳管理を担当する。
- (4) 会計監査(1名)は、団の会計について監査を担当する。
- (5) 外部窓口(若干名)は、阪南市合唱連盟、泉南地区合唱連盟、尾崎公民館クラブ会ほかの窓口業務を担当する。ただし他の世話役と兼務できる。

第7条 (世話役の任期)

世話役の任期は、原則1年とする。ただし再任は妨げない。

第8条 (世話役の選任)

- (1) 団長、副団長、会計と会計監査は、総会の決議によって選任する。
- (2) 外部窓口は、団長が任命する。

第9条（総会）

総会は、年1回、原則4月に開催する。

- (1) 召集は、団長が行い、団員の3分の2以上の出席を持って成立し、その議決は、出席団員の過半数によるものとする。
- (2) 団員の過半数の要請により、臨時総会を開催することができる。

第10条（会計年度および審議の方法）

会計年度は次の通りとする。

- (1) 会計年度は、4月1日より翌年3月末日までの1年間とする。
- (2) 総会に「収支決算報告」を提議する。

第11条（団費）

団費は、下記の通りとする。

- (1) 団費は、1か月に会費3000円と内規で定める事業費の合計とする。
- (2) 定演費用と緊急の場合に「臨時会費」を徴収することがある。
- (3) 会費は、講師・ピアノ伴奏者の月例謝礼、公民館使用料・クラブ会費・楽譜代などの公民館活動費用に充当し、事業費は講師・ピアノ伴奏者の連盟コンサート謝礼、連盟費用、雑費などの連盟活動費用に充当する。
- (4) 団費の変更および臨時会費の徴収は、総会の決議により決定する。
- (5) ①「休団者」の団費、②「学生」の団費は、「内規」で定める。

第12条（練習日時）

練習日は火曜日に原則月3回以上とし、練習時間は午後7時から9時まで、もしくは午前9時30分から11時30分までとする。

第13条（団員心得）

団員は、各号の心得を遵守し、品位ある男声合唱団員として行動する。

- (1) レッスン中は、指導者の指導、団の注意事項に従う。
- (2) 団内の「政治・宗教・経済的行為」は禁止とする。

付 則

1. この「規則」は、平成18年2月に「簡素改定」し、団「規則」とする。
2. この「規則」は、平成23年3月に一部文章の修正を行う。
3. この「規則」は、平成24年2月総会にて、一部改訂する。
4. この「規則」は、平成26年3月総会にて、一部改訂する。
5. この「規則」は、平成27年3月総会にて、一部改訂する。
6. この「規則」は、平成29年3月総会にて、一部改訂する。
7. この「規則」は、平成30年8月臨時総会にて、一部改訂する。
8. この「規則」は、平成31年3月総会にて、一部改訂する。
9. この「規則」は、令和4年4月総会にて、一部改訂する。
10. この「規則」は、令和4年7月臨時総会にて、一部改訂する。

【 内 規 】

第 1 条（名称と活動場所）

団は尾崎公民館にクラブ登録し、尾崎公民館クラブ会に参加する。

第 11 条－(1)の団費

事業費は、1 か月 1 0 0 0 円とする。

第 11 条－(5)－①「休団者」の団費

月初から月末まで全休した場合は、その月の団費は徴収しない。

第 11 条－(5)－②「学生」の団費

「学生」の会費は月額 1 0 0 0 円とし、事業費は 1 か月 1 0 0 0 円とする。

（平成 1 8 年 1 0 月 付記）

冠婚葬祭の場合、団員の総意を得て金額・支払い方法などを決定する。

付 則

1. この「内規」は、平成 2 1 年 2 月に「簡素改定」し、団「内規」とする。
2. この「内規」は、平成 2 3 年 3 月総会にて、一部改定する。
3. この「内規」は、平成 2 4 年 2 月総会にて、一部改訂する。
4. この「内規」は、平成 2 6 年 3 月総会にて、一部改訂する。
5. この「内規」は、平成 3 1 年 3 月総会にて、一部改訂する。
6. この「内規」は、令和 4 年 7 月臨時総会にて、一部改訂する。